

平成 27 年度末～平成 28 年度の 管理濃度等の設定・見直しの検討について

1 作業環境測定の実施義務

労働安全衛生法においては、事業者に対し、職業上のばく露により、労働者に健康障害を生じさせるおそれのある物質のうち、有害性が高く、管理措置が必要なものと製造許可が必要なものについて、作業環境測定の実施を義務づけている（労働安全衛生法第 65 条（労働安全衛生法施行令第 21 条））。現在、104 の物質が対象となっている。

なお、測定対象物質については、化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の検討結果により順次追加される。

2 管理濃度の設定

労働安全衛生法においては、事業者に対し、作業環境測定の結果を作業環境評価基準に基づき評価することを義務づけている（労働安全衛生法第 65 条の 2 第 2 項）。その作業環境評価基準において、物質ごとに「管理濃度」を定めている。

現在、作業環境測定の対象となっている 104 物質のうち 95 物質について管理濃度が定められている。

3 管理濃度等の設定・見直し

(1) 管理濃度の設定・見直し

①作業環境測定の評価指標である「管理濃度」は、これまで「日本産業衛生学会の許容濃度」及び「米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界（TLV）」を指針として設定・見直しを行ってきたが、最近の知見を踏まえて、設定方法の見直しを行った。【平成 26 年度第 2 回】

②平成 27 年度第 1 回以降の検討会においては、改正後の設定方法に従って、作業環境測定の対象物質について「管理濃度」の設定、見直しを行う。

③見直し後の設定方法は次のとおり。

管理濃度は、次の i、ii の値を指針として、管理濃度等検討会における専門家による検討を踏まえて設定する。

i 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度

ii 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が提言しているばく露限界

設定の際には、原則として、日本産業衛生学会の許容濃度と ACGIH のばく露限界が一致している場合には、その値を、また、両者の値が異なっている場合には、いずれか一方の値を管理濃度とする。

ただし、i、ii 以外の職業ばく露限度であって、設定プロセスが明確であり、かつ、科学的根拠により提案がなされているものが存在し、これを活用することが適当な場合には、i、ii に加え、その値も参考として設定することが出来ることとする。

○参照可能な職業ばく露限界の例

欧州委員会（EC）の「職業ばく露限度に関する科学専門委員会」（SCOEL）が提案する職業ばく露限度（OEL）など

○活用することが適当な場合

日本産業衛生学会、ACGIH と比較して提案年が新しく、新たなデータを基に提案がなされている場合 など

(2) 測定基準の設定・見直し

作業環境測定の実施が必要な物質については、管理濃度及び測定技術を踏まえ、試料採取方法及び分析方法の設定、見直しを行う。

(3) 局所排気装置の性能要件・稼働要件の設定・見直し

局所排気装置の設置により有害物のばく露防止措置を講ずる必要がある物質については、局所排気装置の性能要件・稼働要件（抑制濃度又は制御風速）の設定、見直しを行う。

なお、作業環境測定の評価指標として管理濃度が設定される物質については、抑制濃度により性能要件、稼働要件を設定することとし、その値は管理濃度と同じとする。また、管理濃度が設定されない物質については、制御風速により性能要件、稼働要件を設定する。

4 検討スケジュール（予定）

回数	開催予定 時期	検討内容
平成 27 年度 第 2 回	平成 28 年 3 月 10 日	1 弗化水素等の分析方法の見直しの検討（平成 26 年度第 1 回検討会からの継続案件） 2 リフラクトリーセラミックファイバーの簡易測定法の検討（平成 26 年度第 2 回検討会からの継続案件）
平成 28 年度 第 1 回以降	平成 28 年 春以降	1 新たに作業環境測定が義務づけられる化学物質に係る管理濃度等の検討 2 関係機関のばく露限界改正に伴う管理濃度等の検討（「マンガン及びその化合物」ほか）